

## 令和2年9月分（9件）

### 【館山市消防団条例及び消防団規則の改正について】

内容	<p>条例改正 団員の公務災害補償及び退職報奨金について、概要を条例に登載されたい。 消防団規則の改正 第8条中の許可を命令に改正。第11条中および第12条中の市長を削除。貴市は、組合消防のため、消防組織法第18条第3項にしたがって、行動されたい。 以上、消防管理者の市長さんより、改正を速やかにご指示ください。</p> <p style="text-align: right;">【R2.9.7 受理】</p>
回答	<p>ご指摘の団員の公務災害補償及び退職報奨金の規定の見直しにつきましては、必要性や他市町村の状況を鑑み判断してまいります。</p> <p>また、消防組織法第18条第3項につきましては、館山市は組合消防ですので該当しないものと考えています。</p> <p>以上お答えいたしますが、事務事業の実施につきまして、引き続き法令に反することのないよう努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;">【R2.9.15 回答】</p>

### 【小6 修学旅行について】

内容	<p>『よみうりランドを小6に貸し切り、川崎市思いで作りに』 こんなニュースがNHKで報道された。</p> <p>.....</p> <p>「川崎市は来年3月、市と東京都稲城市にまたがる遊園地よみうりランドを貸し切り、小学6年生約1万2千人を招待する。新型コロナウイルスの感染拡大を受けて中止になった修学旅行に代わる思い出づくりが狙いだ。」</p> <p>.....</p> <p>残酷だが館山市に生まれ育った小6の子等はどうなるのか。「修学旅行に代る思い出づくり。」子供等には何の責任も無い。生まれ育った行政区そして考え付かなかった大人の責任。市に予算が無いのは子供の責任では無い。ここでも格差が出て来ている。全ての子等は平等にそして差別区別無く教育を受ける権利がある。修学旅行は教育の一環ではないか。『代る物が出来ない。』ここに問題がある。</p> <p>さてどうする館山市。お金がないは理由にならない。代るものが既に立案されていた場合は陳謝致します。『頑張って館山市。』</p> <p style="text-align: right;">【R2.9.7 受理】</p>
回答	<p>館山市においては、新型コロナウイルス感染症が全国的に収束せず、児童生徒への感染症例も増加している状況にあることから、教育委員会として小学校、中学校ともに千葉県外への修学旅行は実施しないこととしました。</p> <p>今後、各種学校行事を実施する場合は、新型コロナウイルス感染状況により判断していくこととなりますが、修学旅行の代替旅行等を3学期に実施できるよう検討していますので、ご理解を賜りますよう、お願いいたします。</p> <p style="text-align: right;">【R2.9.11 回答】</p>

### 【沖ノ島公園の閉鎖について】

内容	<p>日頃より館山市のために多大なご尽力をいただき、一市民として大変感謝しております。</p> <p>さて、現在館山市では新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため沖ノ島公園を閉鎖</p>
----	---

	<p>していますが、閉鎖の理由は、夏の海水浴期間に海水浴場が開設されないことでの安全確保が難しいことと、人気スポットであるため三密回避などの対策が取れないことだと記憶しています。</p> <p>例年ですとお盆が過ぎた8月の後半には海水浴場の開設期間は終了しています。また、観光客により密になることも想定される渚の駅は開いています。夏休み期間には渚の駅の駐車場は満車になり臨時駐車場を開けていたと記憶しています。また、同じ市内の公園である城山公園や、図書館も開いています。館山市内の公園も特に人数制限をしているところは無いと認識しています。</p> <p>以上の理由から現在の状況で高ノ島・沖ノ島公園だけが閉鎖されている理由は何でしょうか？</p> <p>千葉県に直接確認しましたが現在千葉県の管理している公園施設で閉鎖や利用制限をしているところはありません。</p> <p>沖縄県などの感染拡大地域では公園も閉鎖されているところもありますが、公園を閉鎖する条件に新規感染者数が1週間で何名以上などと明確な基準を設けています。</p> <p>今現在、沖ノ島を閉鎖していることは、一部の批判の回避と、対策や説明にかける労力の先延ばしのように感じます。9月いっぱいには閉鎖の予定、10月から開けるかは未定、と伺いましたが、館山市の観光産業、市民生活への影響を考えれば、明日にでも開けるべきだと感じています。</p> <p>一部市民感情として感染者数の多い県外から来てほしくない、という意見があることは存じておりますが、館山市として感染症対策への明確な方針、具体的な基準となる数字を示していただき、それに沿って各課で適切な判断ができるような仕組みになってもらえたらと思います。</p> <p>また、本件は日々ご尽力されています公園係担当職員の方々への批判ではありませんことをご承知おきください。</p> <p style="text-align: right;">【R2. 9. 14 受理】</p>
<p>回答</p>	<p>高ノ島・沖ノ島公園の閉鎖を9月下旬までとしている理由については、両公園を含む沖ノ島エリアは、首都圏から多くの観光客が来訪する館山市内でも有数の観光スポットです。</p> <p>8月から9月にかけての電話による問合せが多いこと、今年は、未だに水上バイク利用者等が多数来訪していることから、9月下旬までは、新型コロナウイルス感染者の多い首都圏等からの来訪者がまだまだ多い期間と考えています。</p> <p>沖ノ島エリアは、感染防止対策が徹底しづらいことから、館山市独自に閉鎖措置を継続しているところです。</p> <p>長期間にわたる閉鎖で、大変なご不便をおかけしましたが、10月1日より開放します。館山市では引き続き感染拡大防止のため、密集・密接を避けるなど、感染しない・感染させない対策についてホームページ等を通じて周知を図ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">【R2. 9. 23 回答】</p>

**【今年8月13日から販売されたお買物券？みたいな物の販売について】**

<p>内容</p>	<p>実際、私は仕事のため13日～の販売の券の購入は出来ませんでした。毎回思うのですが、この差額分って税金じゃないかと思っております。税金を払っている人（働いてる人）が買えず何なの？って気持ちです。</p> <p>前もって予約が世帯ごとで出来る様にして、公平性を保つべきと思います。今回は1回につき5万までで3月まで使用できると聞いています。市民の声として今後の参考にしてください。市民に対して、公平性をお願いしたいです。</p>
-----------	---

	<b>【R2. 9. 15 受理】</b>
<b>回答</b>	<p>「たてやま元気商品券」の発売については、事業主体である館山市商業協同組合が、低迷した地域経済の早期回復を図るため、できるだけ早く販売し、使用していただくことを目的に発売日を決定したものと伺っています。</p> <p>また、商品券の販売にあたっての公平性についてですが、館山市商業協同組合では、できるだけ早期の販売を目指したため、今回の販売方法になったものと承知しておりますが、今後同様の事業を行う際には、これまで以上に市民の皆様の公平性に配慮し実施できるよう、事業主体と調整をしていきたいと考えています。</p>
	<b>【R2. 9. 25 回答】</b>

**【海岸への漂着ごみの処理について（3通目）】**

<b>内容</b>	<p>8月20日のご回答では、「館山市としては、海岸管理者による海岸漂着物等の適正な処理が推進され、きれいな砂浜が維持されるよう、環境美化の向上について、引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。」とありましたので、市の担当者が現地の現状を確認し、その内容を海岸漂着物処理推進法第18条の規定に基づき、海岸管理者である千葉県（南部漁港事務所）に要請されるものと考えておりましたが、ほぼ1ヶ月経過しましたが、市も県も現地を確認された気配もなく、もちろん、市から県に要請を行った形跡もうかがえません。</p> <p>法第18条による市の統制をこれまで必要に応じて千葉県に情報提供等を行ってきたとありますが、過去1年間で何回くらい情報提供をされたのでしょうか。</p> <p>今回の投げかけも結局、文書の回答に終始し、何ら行動を起こすことはないんですね。館山市役所全てがと言うことではなく、親身になって区の活動にご協力いただいている課も多くあるのは承知しておりますが、以後、環境課さんの事業、活動に対しては、積極的な協力は致しかねますので、ご承知置きください。</p>
	<b>【R2. 9. 17 受理】</b>
<b>回答</b>	<p>お問合せいただきました、海岸漂着物処理推進法第18条の規定による、市町村の要請につきましては、危険物などの生活環境の保全に支障が生じるようなごみが漂着しているという相談が寄せられた際に、海岸管理者へ情報提供を行っており、令和元年度には、記録で確認できるものとして、市民の方から相談の寄せられた1件について、海岸管理者へ情報提供を行っております。</p> <p>今回ご相談いただきました漂着ごみは、流木・丸太類であり、生活環境の保全に支障を生じさせるとは言い難いことから、海岸管理者への情報提供は行っておりませんでした。ご指摘を受け、市で現地を確認のうえ、海岸管理者である南部漁港事務所へ通報いたしました。</p> <p>今後も海岸漂着物の処理について、市としてできる努力は続けてまいります。同時に海岸管理者である南部漁港事務所（0470-23-4751）にも情報提供していただければと存じます。</p>
	<b>【R2. 9. 25 回答】</b>

**【金丸市長様】**

<b>内容</b>	<p>初めてメールさせていただきます。</p> <p>新型コロナウイルスで観光にも影響があり、市長さん直々お昼の放送をして頂くなど、館山の為に取り組んで下さりありがとうございます。</p> <p>今回は私の祖母が88歳になるにあたり、金丸市長さんからお祝いの手紙と商品券が届きました。</p> <p>私の祖母は毎日その手紙を見つめては</p>
-----------	---

	<p>「金丸市長さんからの手紙かぁ。嬉しいなあ。どうしたらいいかね？」とニコニコしながら聞いてくるんです。とても嬉しかったようで、手紙に穴が空くのではないかと思うほど、何度も読んでいます。</p> <p>どうにか感謝の気持ちを伝えたく、祖母の代わりにメールさせて頂きました。本当にありがとうございます。</p> <p style="text-align: right;">【R2. 9. 18 受理】</p>
回答	<p>このたびは、おばあ様の米寿のお祝い、誠にありがとうございます。</p> <p>私からのお祝いのお手紙と、お祝いの品をおばあ様が大変お喜びになられていることで、私といたしましてもありがたく存じます。</p> <p>おばあ様には昭和の戦争を経験されるなど、ご苦労が多かったと思いますが、これからもお元気にお過ごしいただき、90歳、100歳と歳を重ねられ、人生の先輩として私たちに元気を与えていただきたいと存じます。</p> <p style="text-align: right;">【R2. 9. 28 回答】</p>

### 【城山公園等利用申請書について】

内容	<p>公園の利用申請や各種書類などをしに提出する際 FAX や持参申請だけではなくメールにファイルを添付しての申請は出来ないでしょうか？現在、FAX がない家庭も多いと思います。word や Excel など申請書をダウンロードして記入。それを印刷して FAX というの二度手間です。写真や資料なども簡単に添付出来ますし、紙代も削減できます。</p> <p style="text-align: right;">【R2. 9. 23 受理】</p>
回答	<p>令和元年12月から公園の管理運営については、公園申請の受付を含め指定管理者である株式会社塚原緑地研究所が行っています。</p> <p>このたびご指摘をいただきましたので、早速、担当課である都市計画課から指定管理者に対して、申請の簡略化を要請いたします。</p> <p style="text-align: right;">【R2. 10. 2 回答】</p>

### 【鳥獣被害（猪）被害について】

内容	<p>猪の被害に悩まされています。兄が柵の補助金について農林水産課に相談をしたそうです。補助金規程の広さが延長150m以上なので柵を設置する補助は出せませんと断られたそうです。被害が出始めてから何度も実費で網を張り、草を刈ったら来なくなると言うから何度も刈りましたが被害はまったく収まりません。小さい田畑だから補助が出ないのでは無く実質作物を作っている田畑に補助金を出して頂けないでしょうか？市内を調査すればありとあらゆる場所に耕してもいない草が生い茂る広い田畑に補助金を使い柵が建てられています。それは最大の無駄では無いでしょうか？作物を作る事を放棄された広大な広い土地に補助金が使われ、現時点で本当に作物を作っている場所に補助金が出されず猪に食べられてしまい荒らされる事はどう思われますか？</p> <p>しっかり調査し150mの規則を見直して頂きたいと思います。</p> <p>ご理解頂ける事と信じております。お願い致します。</p> <p style="text-align: right;">【R2. 9. 30 受理】</p>
回答	<p>イノシシ被害は館山市全域に共通する問題でもあり、ご心痛お察し申し上げます。</p> <p>防護柵設置に対する補助申請につきましては、館山市の補助要綱に延長150m以上の制限が設けられております。これは被害に対する過剰な投資を防止するため国庫補助事業で設けられた基準であり、市の補助制度においても同様の基準を設けているものと</p>

	<p>なります。</p> <p>個人が所有する土地に市の財源を使用する妥当性を保つための基準ですので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>今回ご相談をいただき、担当課が現地を拝見いたしましたところ周囲が耕作放棄された状態で、大型のイノシシの足跡が多数残されていました。</p> <p>ご相談の際、相談者は地元に住んでおらず地元の農家組合の協力は受けられないとのことでしたが、こうしてご相談をお寄せいただけるご兄弟が地元にお住まいと言うことであれば、あらためて農家組合で周辺の耕作放棄地の維持管理も含めてご検討いただけませんかでしょうか。</p> <p>お話いただいたとおり、周囲の環境が改善されないままですとイノシシの出没は止められないと思われまますので、この先、農家組合からのご要望としてお申し出いただければ、周囲の土地を含む一画に設置する使用済みノリ網の支給も可能となっております。</p> <p>また、地元地区は平成29年度・30年度にわたり、国庫補助事業で大規模に防護柵を導入しております。</p> <p>当時のご相談の土地周辺は耕作していないとのことで要望区域に含まれませんでした。耕作中の農地が存在し、周辺も集落全体の被害防止効果を高めるため再度耕地化する方向であれば、新たに補助事業に応募することは可能と思われまますので、集落でご検討いただければと思います。</p> <p style="text-align: right;"><b>【R2. 10. 6 回答】</b></p>
--	--

**【年金の申請について】**

<p>内容</p>	<p>母親が年金の申請を初めてするため市役所に来た。</p> <p>対応が不親切だったので改善を求めたい。</p> <p>①年金の説明会が2ヶ月に1回は少ない。しかも枠が26人でいっぱいになってしまうのは少なすぎる。次の説明会は12月といわれても待ってられない。</p> <p>人気があるとわかっているなら枠を100人に増やし、コミセンで受付するなど対応を考えてほしい。</p> <p>②申請書を渡されたが書き方の説明が不十分。記入例が入っているとされたが初めて申請する人間にはわからない。せめて、一緒に記入しながらやってほしかった。</p> <p style="text-align: right;"><b>【R2. 9. 30 受理】</b></p>
<p>回答</p>	<p>「年金相談」は、年金請求等をする南房総地区の皆様の利便性を高めるため、国の木更津年金事務所が実施しており、偶数月は館山市、奇数月は鴨川市が会場となっております。</p> <p>木更津年金事務所の相談員の派遣数の関係から、1回あたりの相談受付件数は25名とされており、ご希望の相談日にご案内できずご迷惑をおかけすることもございますが、ご理解くださいますようお願いいたします。</p> <p>このたびのご意見につきましては、木更津年金事務所に伝えるとともに、今後の年金相談の参考とさせていただきます。</p> <p>また、窓口対応についてですが、館山市ではこれまで研修や職場での指導を通じて、職員の対応能力の向上を図ってまいりましたが、市民の皆様のご相談内容やご事情に応じたご案内ができるよう、より一層努めてまいります。</p> <p style="text-align: right;"><b>【R2. 10. 8 回答】</b></p>